

令和5年度

分かりやすい栄養成分表示に向けた取組検討事業

第3回 分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会

議事録

消費者庁食品表示課

第3回分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会

議事次第

日時：令和6年3月12日(火)

13：00～15：00

場所：ビジョンセンター東京駅前

1. 開会

2. 議事

- (1) 消費者等を対象とするインタビュー調査結果について (2)
- (2) 日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性の中間取りまとめについて
- (3) 「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」報告書(案)について
- (4) その他

3. 閉会

<資料>

- 資料1 消費者等を対象とするインタビュー調査結果について (2)
資料2 我が国における包装前面栄養表示の検討の方向性 (案)
資料3 「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」報告書
骨子(案)

- 参考資料1 「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」開催要領
参考資料2 食品表示に関する消費者意向調査
参考資料3 諸外国等における取組について
参考資料4 コーデックス委員会における包装前面栄養表示ガイドライン
参考資料5 国内における食品関連事業者の自主的な取組について
参考資料6 消費者等を対象とするインタビュー調査結果について (1)
参考資料7 わが国における栄養政策の動向について
参考資料8 我が国における包装前面栄養表示の検討の方向性 (案)【要旨】

1. 開 会

(事務局) それでは皆様、定刻となりましたので、「第3回 分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」を開催させていただきます。私は本検討会の事務局を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

開催にあたっての注意点を御案内いたします。本検討会は、傍聴を希望された方に対し、リアルタイムで web 配信をしております。また、報道関係の方が会場で傍聴されており、冒頭部分は写真撮影可となっておりますので、御了承ください。また、記録のために、配信画面を録画させていただいていることを御了承ください。また万が一、地震などの災害が発生した場合、事務局で誘導しますので、慌てずに行動をお願いします。

続きまして、本日の出席者についての御案内でございます。まず戸部委員が御都合により御欠席となっております。また、中村委員と渡邊委員はオンラインでの御参加となっております。

それでは冒頭に、消費者庁依田審議官より御挨拶を賜りたいと思います。依田審議官、どうぞよろしくお願いいたします。

<開会挨拶>

(消費者庁：依田審議官) 今御紹介いただきました食品政策担当審議官を務めております依田と申します。先生方には御多用の中、また足元の悪い中、どうもありがとうございます。

これまで精力的に第1回、第2回と御議論いただきまして、主に三つの御議論をしてきていただいたと認識しております。ひとつめは、我が国の健康・栄養政策との整合を踏まえた上で、包装前面栄養表示として取り組むべき栄養課題。二つめが、消費者がふだんの食生活において、栄養成分表示を利活用しやすくするために、どのような方策が効果的なのか。三つめは、消費者のための取組であることを優先しつつも、「健康的で持続可能な食環境づくりの推進」の観点から、食品関連事業者の皆様の実行可能性が担保される方策はどのようなものなのか。こうした3点を御議論いただいたと認識しております。

本日は、管理栄養士及び食品関連事業者を対象とするインタビュー調査結果について、消費者庁から情報提供させていただいた後、日本版の包装前面栄養表示の基本的な方向性について、御議論いただくことを予定しております。本日も先生方には忌憚のない御意見

をいただきますようにどうぞよろしくお願い申し上げます。本日もよろしくお願いいたします。

(事務局) 依田審議官、御挨拶をありがとうございました。それでは、カメラの方は御退席をお願いいたします。報道関係の方、傍聴席へお移りください。

<本日の資料>

【議事次第】

【資料1】 消費者等を対象とするインタビュー調査結果について(2)

【資料2】 我が国における包装前面栄養表示の検討の方向性(案)

【資料3】 「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」報告書骨子(案)

【参考資料1】 「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」開催要領

【参考資料2】 食品表示に関する消費者意向調査

【参考資料3】 諸外国等における取組について

【参考資料4】 コーデックス委員会における包装前面栄養表示ガイドライン

【参考資料5】 国内における食品関連事業者の自主的な取組について

【参考資料6】 消費者等を対象とするインタビュー調査結果について(1)

【参考資料7】 わが国における栄養政策の動向について

【参考資料8】 我が国における包装前面栄養表示の検討の方向性(案)【要旨】

それでは、以降の議事は座長の石見先生にお願いしたいと思います。石見先生、よろしくをお願いいたします。

2. 議 事

(石見座長) 座長を拝命しております石見でございます。委員の皆様、本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

(1) 消費者等を対象とするインタビュー調査結果について(2)

(石見座長) それでは議事「(1) 消費者等を対象とするインタビュー調査結果について(2)」に入りたいと思います。【資料1】につきまして、消費者庁斎藤課長補佐より御説明をお願いいたします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 【資料1】に沿って、御説明させていただきます。

◆インタビュー調査の方法等

第2回検討会では、消費者を対象としたインタビュー調査の結果について御報告させていただきましたが、取りまとめが間に合わなかった「管理栄養士」、「上級食品表示診断士を持つ食品関連事業者」の結果を報告させていただきます。

◆インタビュー調査の調査協力者

こちらは対象者の属性になっております。＜管理栄養士＞、＜食品関連事業者＞の対象者はこのような属性になっており、管理栄養士のインタビュー調査においては、日本栄養士会に御協力をいただき、リクルートいたしました。

◆《論点》食品表示との関わり

それぞれの職種に応じて、食品表示との関わりということで、管理栄養士、食品関連事業者双方が、この表示についてはよく御覧になっているところが特性として表れておりました。

特に管理栄養士では「仕事に活かすためによく見る」、例えば「腎臓病患者の栄養指導のために情報を仕入れている」というお話が聞けました。食品関連事業者では「この表示は良くないと思うことがある」ということで、「食品表示を担当する者として、この表示は果たしていいのだろうかと思うことがある」とか、「完全栄養食という表現は消費者に誤認を与えるのではないかと思いながら日々表示を見ている」というお話がありました。

◆《論点》栄養成分表示が分かりにくい原因

「栄養成分表示が分かりにくい原因は何だと思うか」についてお聞きしたところ、それぞれ前回の消費者へのインタビュー調査と似たような傾向が見られたものの、少し変わった部分もありました。管理栄養士で言えば「制度が複雑なので分かりやすくすることが困難」という御意見がありました。例えば「栄養強調表示は複雑なので混乱を招いている」とか、「直売所などの小規模事業者に分かりやすさの工夫を求めるのは厳しい」というお話がありました。

一方、食品関連事業者においては「ルールが曖昧でメーカーに解釈が任されている」という声がありました。これは、ある意味工夫できる部分ではあるものの、「長期保存や調理による成分変化への対応方法が分からない」とか、「ルールが見直されていない」というお話がありました。また、「成分表（八訂）への対応方法が不明で、解釈に困っている」という意見もございました。

◆《論点》栄養成分表示を分かりやすくする工夫（1）

栄養成分表示を分かりやすくする工夫としては、前回の消費者へのインタビュー調査と同じような傾向が見られています。

「表示の見た目の改善」とか、「目立たせる」といった意見が双方から出ておりました。

また、1個当たりと100g当たりの表示、それぞれのメリットに関するコメントも出され、管理栄養士からは「必要量に対する割合を表示するとよいのではないか」という意見が出ておりました。

◆《論点》栄養成分表示を分かりやすくする工夫（2）

管理栄養士からは御意見として、「ラベラーの性能を上げる」ことが出ていました。「ラベラー（表示を印字して作る機械）の性能が上がっていくと、表示で実行できる部分も増えてくるのではないか」というコメントもございました。

◆《論点》包装前面栄養表示の表示方法

包装前面栄養表示の表示方法としては、管理栄養士からは「包装前面に分かりやすく表示する」、「書き方を統一する」、「食塩に特化する」、「給食でも表示する（特定給食施設などの給食施設で活用できるのではないか）」という御意見をいただきました。

一方で、食品関連事業者からは「基準を決め、スコアリング型かお墨付きマーク型にする」というアイデアも出されました。また、「そもそも表示の立て付けとして義務にすることは難しい」とか、表示項目については、こちらに挙げているような意見がありました。

◆《論点》包装前面栄養表示導入時の専門家から見た懸念事項（1）

さらに専門家から出てきた懸念事項としては、管理栄養士からは「色での表示は難しい（背景としては、例えば赤や緑といった、それぞれの色から受ける印象は人によって捉え方が違うので、色の表示は捉え方に注意が必要なのではないか）」とか、「小規模の事業者では表示が難しい」という意見がございました。

また、食品関連事業者からも表示のデザインについて「色が指定されてしまうと費用がかなりかかってしまうので、表示は色指定しないでほしい」とか、ロゴ自体を統一することについて「ロゴの縦横の大きさが指定されてしまうと表示できる場所が限られてしまうので厳しい」といった御意見がありました。

◆《論点》栄養成分表示が正しく活用されるための方策

最後に、栄養成分表示が正しく活用されるための方策として、管理栄養士、食品関連事業者双方から「まずは普及啓発活動の実施が大事なのではないか」という御意見がございました。

さらに、双方から教育すべき具体として「栄養素の知識、表示の使い方、表示の読み取り方、表示されている数字の意味などをしっかりと教育していくべきなのではないか」という御意見が挙げられておりました。

(石見座長) 御説明ありがとうございました。今のインタビュー結果につきまして、御意見のある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

(2) 日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性の中間取りまとめについて

(石見座長) 続いて、議事の「(2) 日本版包装前面栄養表示の基本的な方向性の中間取りまとめについて」に入ります。こちらについて消費者庁よりまず御説明いただき、項目ごとに御議論いただきたいと思います。では、斎藤課長補佐よろしくお願いたします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 【資料2】について説明させていただきます。

【資料2】のライン6から、食品表示法の立て付け、さらには法の目的などを前文に書かせていただきました。具体的な内容は「1」から始まります。

冒頭、審議官から「三つの点について御議論いただいた」というお話がありましたが、この中間取りまとめ(案)としても、三つの軸に絞って「案」としてまとめております。

1. 我が国の健康・栄養政策との整合を踏まえた上で、包装前面栄養表示として取り組むべき栄養課題

一つめは、我が国の健康・栄養政策との整合を踏まえた上で、包装前面栄養表示(FOPNLと称する)として取り組むべき栄養課題です。

(1) 健康・栄養政策と連携した食環境づくりの推進

第1回検討会の時に、厚生労働省から御説明いただいたとおり「健康・栄養政策と連携した食環境づくりの推進」が叫ばれております。これは「健康日本21(第三次)」においても、栄養・食生活の目標として、施策が掲げられているところであります。

さらに厚生労働省においては、「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」報告書を取りまとめ、さらには「東京栄養サミット」を開催し、日本政府のコミットメント等を取りまとめ、産学官等の連携による「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」を令和4年3月に立ち上げています。この取組の中で、減塩の取組などの健康面での視点を軸としつつ、事業者が行う環境面にも配慮した取組にも焦点をあて、誰一人取り残さない食環境づくりを推進する立場で施策を行っております。

この検討会報告書の中では、「食環境づくり」については「人々がより健康的な食生活を送れるよう、人々の食物へのアクセスと情報へのアクセスの両方を相互に連携させて整備していくものをいう」と定義しています。

その一方で、消費者の食品へのアクセスや情報へのアクセスの向上については、厚生労働省のみの取組で実現することは困難であり、関連施策との協働が不可欠です。検討会報告書では「厚生労働省と関係省庁が連携した栄養政策の推進により、活力ある持続可能な社会が構築されていくことを強く期待する」と提言しています。健康・栄養政策と栄養成分表示などの関連施策の連携を一層強化することは、消費者自身が適正体重の維持や食塩摂取量の減少等の取組を継続しやすい、自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に資すると期待されることが、この報告書からも読み取れるのではないかと、記載させていただいております。

(2) 諸外国等における FOPNL の動向

一方、「(2) 諸外国等における FOPNL の動向」として、諸外国ではコーデックス委員会、WHO においてガイドラインが公表されています。それぞれのガイドラインにおいては、FOPNL は健康・栄養政策に沿ったものであるべきであること、各国で政府が推奨する FOPNL は一つだけであるべきであることが規定されています。

他方、第2回検討会で消費者庁から御報告させていただきましたが、自主的な取組として FOPNL を採用する食品関連事業者も存在するため、この FOPNL のあり方等を検討すべきタイミングを迎えていると考えております。

(3) 我が国の栄養課題を解決するために重要な栄養成分等

現在の栄養成分表示においては、次の三つの全ての観点を満たす栄養成分の量及び熱量を義務表示に位置付けるとして、3 ページの中ほどに三つのメルクマールを示しています。

1. 消費者の摂取状況等を踏まえた消費者への表示の必要性があること。
2. 事業者にとって、表示が実行可能であること。
3. 国際基準と整合していること。

以上の三つの基準を満たすものとして、平成 27 年 4 月に食品表示法を施行したタイミングで、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量を必ず表示することと規定しています。

これらの義務表示に位置付けている熱量及びエネルギー産生栄養素であるたんぱく質、脂質、炭水化物の量は、消費者の適正体重の維持に資する情報として、また食塩相当量に

については食塩摂取量の減少に資する情報として、「健康日本 21（第三次）」の栄養・食生活の目標にも関連するものであると考えられます。こうした点を踏まえ、日本版 FOPNL の対象となる栄養成分等の量については、義務表示に位置付けられているものとするのが適当ではないかと提案させていただきました。

2. 消費者がふだんの食生活において栄養成分表示が利活用しやすくするために効果的な方策

二つめの観点は、消費者が普段の食生活において栄養成分表示が利活用しやすくするために効果的な方策です。

(1) 栄養成分等の量の表示を利活用しやすくすること

消費者の適切な食品の選択を促す食環境づくりの観点から、現在の栄養成分表示は、食塩相当量の少ない加工食品を比較できることなどにおいて役立っているが、消費者の適正体重の維持や食塩摂取量の減少等の取組を一層促すには、消費者自身が必要な栄養成分等の量を理解した上で、栄養成分表示をより利活用できるようにすることが必要です。その一方で、消費者自身が栄養成分等の摂取すべき目安となる量までを把握することはなかなか難しいと考えられます。

こうした中、厚生労働省が策定している日本人の食事摂取基準の18歳以上の成人の推奨量等の性・年齢別の値を人口に基づき加重平均した値である「栄養素等標準基準値」を活用するなど、消費者自身が目安となる量を意識できるような取組は、栄養成分表示の分かりにくさを改善する一助となる可能性があります。したがって、日本版 FOPNL の様式については、対象となる栄養成分等の量について、栄養素等標準基準値に占める割合を表示することが適当ではないかと前回、御議論いただいたところです。

他方で、現在、食品表示基準の栄養素等標準基準値については、食塩相当量ではなくナトリウムの量であること、かつ、最新の日本人の食事摂取基準との整合性が取れていない状況であることなどから、現在、厚生労働省において検討がなされている「日本人の食事摂取基準（2025年版）」の策定を踏まえ、2024年度を目途に、栄養素等表示基準値を見直すこととしてはどうかと考えております。

(2) 消費者が利活用しやすい食品単位で表示すること

第1回検討会の時に森田委員から、「100g当たりの表示が分かりにくいのではないか」という御意見をいただいております。我々もそのように認識しています。一部の食品において、

栄養成分表示の食品単位は 100 g 当たりであるが、内容量の単位は個数であるなどの不一致により、消費者自身が当該食品から摂取できる栄養成分等の量の概算が困難なものがあり、消費者が栄養成分表示を利活用できない場合もあると考えられます。そのため、栄養成分表示の食品単位を内容量の単位と一致させるなど、消費者が利活用しやすい栄養成分表示となるよう、消費者庁から食品関連事業者へ働きかけていくことが必要ではないか。また、日本版 FOPNL においても、消費者が使いやすい食品単位を設定することも求められます。したがって、日本版 FOPNL においては、食品単位を当該食品の 1 食分であることを原則とし、当該 1 食分の量を合わせて表示することが適当ではないかと考えています。ただし、消費者ごとに 1 食分の量が異なるような食品（何回かに分けて食べるようなもの等）が、1 食分の量を規定した場合、消費者にとって適切な情報提供とはならない可能性があることにも留意する必要があると考えています。

（３）食品関連事業者の実情を踏まえて自主的な取組を推進すること

消費者の適正体重の維持や食塩摂取量の減少等の取組を促すためには、消費者自身の健康リテラシーや食文化に配慮するだけでなく、食品関連事業者の実行可能性も踏まえていくことが重要です。

検討会報告書では、「多くの事業者が参画できるようにするためには、事業者がこの食環境づくりに主体的かつ意欲的に取り組めるように配慮することが重要である」としています。私たちも同じ立場で施策をすべきということで、我が国において、食品関連事業者の自主的な取組はあるが、FOPNL の取組数は少なく、統一もされていない状況ですので、日本版 FOPNL については、任意表示の取組と位置付けた上で、一定のルールが必要であると提案させていただきました。

（４）消費者が表示を見つけやすくすること

食品表示基準において、「食品表示は容器包装の見やすい場所に行くこと」と規定されていますが、実際の栄養成分表示場所は裏面であることが一般的です。また、「栄養成分表示は食品表示基準別記様式 2 又は 3 により表示すること」としていますが、当該様式と同等程度に分かりやすく一括して表示することを許容しています。そのため、栄養成分表示の位置やその様式が食品によって異なり、消費者にとって当該表示を見つけにくい状況となっている可能性があります。

こうした状況を踏まえ、栄養成分表示については、可能な限り食品表示基準に規定している別記様式を用いるよう、消費者庁から食品関連事業者へ働きかけるような取組も必要

ではないかと考えています。今、検討している日本版 FOPNL については、様式を統一することが望まれます。

(5) 視覚的に目立たせた表示を整理すること

我が国では、食品の栄養成分等の量について、その含有量を強調表示する場合、コーデックス委員会の栄養表示に関するガイドラインを踏まえ、食品表示基準において栄養強調表示が規定されています。そのため、高い・低いには言及しない日本版 FOPNL については、栄養強調表示には該当しないのではないかと考えられます。その一方で、高い・低いには言及しないが、栄養成分とその含有量を大きく表示したものなど、消費者が栄養強調表示と誤認している可能性のある表示も存在することから、栄養強調表示には該当しないが、視覚的に目立たせた表示の取り扱いについても、別途検討する必要があるのではないかと提案しております。

○討 議：「1. 我が国の健康・栄養政策との整合を踏まえた上で、包装前面栄養表示として取り組むべき栄養課題」について

(1) 健康・栄養政策と連携した食環境づくりの推進

(石見座長) 少し長くなりますので一つ一つ御意見を聞いていきたいと思います。まず初めに「1. 我が国の健康・栄養政策との整合を踏まえた上で、包装前面栄養表示として取り組むべき栄養課題」の「(1) 健康・栄養政策と連携した食環境づくりの推進」に書かれていることについて、御意見のある委員の方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

(森田委員) 後で【資料3】の御説明があると思いますが、今、御説明いただいた【資料2】は、報告書の第4章に入るという位置付けでよろしいでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 今、御質問いただいたとおりになります。第4章に位置付けた上で、中間とりまとめは中間とりまとめとして出すものになりますが、報告書の第4章の中に位置付けるものになります。

(森田委員) ありがとうございます。そのようにお伺いしたのは、1番の上のところは食品表示法の目的と義務付けられたのが2015年であって、消費者に利活用されているという一文がございます。利活用されているのだが、一方で「消費者意向調査」では、3～4割の方が「活用していない」とか、「見ていない」という実態もあるので、分かりやすい栄養成分表示やこの FOPNL を検討しているのだと思います。そこの部分に一文入った方

がよいのではないかと思います。この1番の前です。利活用されているが、「消費者意向調査」では3割か4割ぐらいの方は全く見ていない。やはりこれを利活用していくための施策として、分かりやすい栄養成分表示と FOPNL が必要なので、今回検討したという一文を入れた方がよいと思います。ここに入れるのか、それとも報告書全体の中にもし入るのであれば、入れなくてもよいかもしれないのですが、そこはいかがでしょうか。

(石見座長) 消費者庁いかがでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 御質問ありがとうございます。【資料3】はまだ御説明しておりませんが、【資料3】の2章の2に「我が国における栄養成分表示」と題して、「(2) 消費者における栄養成分表示の意向」としています。実際、この部分に「消費者意向調査」の結果を記述する予定ではありますが、その部分の記載のみで十分であるか。さらには、御提案いただいたとおり、ひと言「利活用されている状況であるが、しかし」のように追記した方がよいという御提案になりますでしょうか。

(森田委員) 「課題があるので、今回、分かりやすい栄養表示と FOPNL をやっています」という一文があった方がよいように思いました。

(石見座長) 御意見、ありがとうございます。それでは、検討事項としていただきます。どうぞ。

(森田委員) あともう一点、3ページの最後の3行ですが、「こうした点を踏まえ、日本版 FOPNL の対象となる栄養成分の量については、義務表示に位置付けられるものとすることが適当である」とあります。これはおそらく、前回「5成分にしましょう」というところをここに盛り込まれたのだと思います。私も「5成分がよい」と前回申し上げたのですが、前回、5成分にすることに対して深く検討していないことが引っかかっています。その時点では、義務か、任意かを入れず、5成分がよいのではないかと言いました。義務であれば、余計に5成分でないと実行可能性がないだろうと思って申し上げましたが、任意となると、義務表示の5成分で本当によいのだろうかというところがあります。今の食品表示基準の中には推奨表示があって、その中には飽和脂肪酸と食物繊維の2項目があります。各国を見ると、飽和脂肪酸を使った FOPNL が結構あります。日本は、飽和脂肪酸はないので、なかなか書けない部分があります。あともう一つ、食物繊維に関しては、国内の取組で、食物繊維を前に持ってこられているところもありましたし、今回の「食事摂取基準(2025版)」でもやはり食物繊維が見直されているところもあります。国内の実態調査を見ても、飽和脂肪酸、食物繊維を取り出してやっているところもあります。そうす

ると、5成分としてしまってもよいのだろうか。これは任意表示ということもありますので、もう少し検討した方がよいのではないかと思ったところです。検討の時間が短かったこともありますので、例えばこの「義務表示に位置付けられるものとする」ことの前に、「基本的に」と入れていただくとよいのではないか。ここで決めてしまうのかどうか少し気になります。「基本的に義務表示に位置付けられるものとするのが適当である」とするのは、いかがでしょうか。

(石見座長) ありがとうございます。諸外国においては、包装前面表示と栄養成分表示の項目が違うことが多々ございます。【参考資料3】の14ページを見ると、例えば英国やイタリア共和国の場合、栄養成分表示は「熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、食塩」となっていますが、包装前面表示の方は過剰摂取が健康に影響を及ぼす栄養素ということで、「熱量、脂質、飽和脂肪酸、糖類、食塩」に絞られています。ただ、WHOやコーデックスのいろいろなガイドラインにおいては、「基本的に包装前面表示に載せる栄養成分については義務表示となっていること」と規定されていますので、国際的にはこの英国やイタリアでは飽和脂肪酸はそもそも義務表示になっているので、包装前面表示にしておりますが、日本の場合はまだ義務表示でないところで、なかなか難しいかと私も考えております。斎藤様からコメントがありましたら、お願いいたします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) ありがとうございます。飽和脂肪酸、食物繊維においては、森田委員の御指摘のとおり、推奨表示に位置付けられているものではあります。一方で、石見先生から御発言いただいたとおり、WHOのガイドラインでは、栄養成分表示がされていることを前提として、この施策をすると書かれていること、また、現在の健康・栄養政策との整合性から考えていくと、まずはこの5項目で検討を進めたらどうかと考えております。いかがでしょうか。

(森田委員) 御説明、ありがとうございます。そういうことでしたら、「基本的に」を入れていただかなくてもよいと思います。前回、私もいろいろな理由から5成分と申し上げたのですが、この5成分にすることについて、あまり深く検討できていなかったことがありますし、国内の取組などを見ていると、食物繊維があり、飽和脂肪酸があり、というところがありましたので、そこは事業者の声も聞いた方がよいのかと思ったのですが、先ほどの石見先生がおっしゃるように、WHOで義務表示からやるということであれば、納得いたしました。

(石見座長) ありがとうございます。その他、この1の(1)～(3)までで御意見がある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。竹林委員お願いします。

(竹林委員) 今、表示されているページの項ですが、今回 FOPNL を行う理由が 82 行目からあります。「健康日本 21 (第三次)」において、適正体重の維持と食塩の減少ということが書かれています。しかし、適正体重の維持ということだと、熱量だけでもいいのではないかという気がしております。ここの書き方は、私が前回の議論で感じた印象と違うと思いました。

今回、FOPNL で、私も義務表示の 5 項目がよいという意見ですが、それには二つ理由があります。2015 年に栄養成分表示が義務化された時、栄養課題の改善のためにこの 5 項目が重要であるとされ、それは現時点でも変わっていません。それにもかかわらず、先ほど森田委員から指摘がありましたように、現状、これらの情報が消費者に十分に利活用されているとは言い難いことが一つめの理由です。二つめの理由は「健康日本 21 (第三次)」から熱量と食塩相当量は特に重要であることです。この二つの理由から、5 項目を FOPNL にすることになったと理解しております。したがって、76 行目の後に、先ほど森田先生が指摘された「現状、これらの情報が消費者に十分利活用されているとは言い難い」と追加し、83 行目の「たんぱく質、脂質、炭水化物の量」というところは消費者の適正体重の維持に直接重要な情報ではないので削除して、85 行目の「こうした点を踏まえ」の前に改行を入れて「二つ理由がある」と示すと、前回の議論に関する私の理解と一致するのですが、いかがでしょうか。

(石見座長) ありがとうございます。82 行目から具体的な 5 成分の名称を削除することですか。

(竹林委員) いえ、「熱量及び」の後の「エネルギー産生栄養素である」というところは、消費者の適正体重の維持に資する情報としては、やはり熱量を指すと思うので、この「及び」から「炭水化物の量」までを削除し、「熱量は消費者の適正な体重の維持に資する情報として、また、食塩相当量は食塩摂取量の減少に資する情報として」と書いた方が、私の理解に合うという意見です。

(石見座長) ありがとうございます。そうすると、たんぱく質、脂質、炭水化物につきましても説明が必要かと思いますが、それはどうなりますか。斎藤補佐、御意見がありましたらお願いします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 修正提案、ありがとうございます。先生の御提案については、賛成できるのですが、一方で、ではどの成分が対象なのかが少し見えにくくなってしまっているので、例えば87行目の「位置付けられているもの」を「もの」とするのではなく、具体的な5成分をここに書き下す方が、対象が明確になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

(石見座長) 竹林委員いかがでしょうか。

(竹林委員) そうですね。位置付けられているものがその一部なのか、全部なのかは分かりませんので、実際に書き下すのがよいと思います。

(石見座長) 私の意見としては、やはりたんぱく質、脂質、炭水化物もまさしくエネルギー産生栄養素なので、その熱量に直接関係するところで、ここに入っているのはリーズナブルと考えておりましたが、その点についてはいかがでしょうか。

(竹林委員) そうですね。今回のインタビュー調査の結果としては、事業者から「なるべくポイントを絞って、書くものを限定した方が、実行可能性が高い」という意見もありましたし、先ほど森田先生からも「5成分でよいのか」という議論があったと思いますが、むしろ熱量と食塩相当量のみを絞るといった議論も必要なのかと思いました。そもそも2015年に義務化された項目は全てに意味があるので、前面に持ってくるべきだという議論があった上で、この82行目からの議論があると思って申し上げている次第です。

(石見座長) ありがとうございます。いかがでしょうか。今の点について、委員の皆様から御意見をいただければと思います。阿部委員お願いします。

(阿部委員) 今の御意見はもっともだと思いますが、ただ、厚生労働省の「健康日本21(第三次)」の中では、やはり痩せとか低栄養の問題、高齢者のフレイルの問題なども含めての体重の捉え方があると思った時に、やはりしっかりとたんぱく質もエネルギー産生物質であることを考えると、その辺りも含め、あってもよいのかと思った次第です。したがって、その辺りをどういう形で表現するかについては再考していただければよろしいかと思います。単なる熱量だけですと、本当に肥満というイメージで捉えがちになるのですが、やはりこれからの高齢社会を考えると、痩せの問題や栄養不良の問題も含めた適正体重の管理を考えますと、この5成分の中の熱量以外のものも重要になるかと思いましたので、付け加えさせていただきます。

(石見座長) ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。斎藤補佐いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ここの部分については、やはり1の項目の中で対象栄養

成分をどれにするかということですので、対象栄養成分が何であるかは明確に示した方がよいと考えておりますが、その書きぶりについては少し検討することでよろしいでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) わかりました。まとめますと、76行目に利活用されていない状況について追記する。82～83行の削除案については元生きにする。かつ、87行目の「もの」については、ここで5成分をもう一回書き下すという修正をしたいと思います。

(石見座長) ありがとうございます。竹林委員よろしいでしょうか。

(竹林委員) はい。適正体重の維持というところで、先ほどの御意見はそのとおりだと思いますので、異論はございません。

(石見座長) ありがとうございます。それでは「1」については、よろしいでしょうか。

○討 議：「2. 消費者がふだんの食生活において栄養成分表示が利活用しやすくするために効果的な方策」について

(1) 栄養成分等の量の表示を利活用しやすくすること

(石見座長) それでは「2. 消費者がふだんの食生活において栄養成分表示が利活用しやすくするために効果的な方策」の「(1) 栄養成分等の量の表示を利活用しやすくすること」については、いかがでしょうか。この項目では栄養素等表示基準値に対する割合を示すこと、それから食塩については最新の栄養素等表示基準値に見直すことです。竹林委員どうぞ。

(竹林委員) 107行目ですが、前回の議論だと栄養成分の量と栄養素等表示基準値に占める割合を併記することという案も出ていたかと思いますが、今回の中間取りまとめでは割合のみを書くという提案になりますか。

(石見座長) ありがとうございます。イメージとしては、もちろん栄養素の量を書くとともに、栄養素等表示基準値に対する割合ということですが、斎藤補佐からお願いいたします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 私も石見座長と同じ意見で、量と割合を表示するというものになります。例えば御指摘を踏まえるのであれば、107行目のFOPNLの様式については対象となる栄養成分の量についてではなく「量とともに栄養素等表示基準値に占める割合を表示することが適当である」に書き換えるのはいかがでしょうか。

(竹林委員) それだと私の理解とおりになります。

(石見座長) ありがとうございます。それでは、ここの部分について他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。森田委員どうぞ。

(森田委員) この点について、追記をお願いできればと思います。108 行目の「ある」の後に、「また現行栄養成分表示においても、任意で栄養素等表示基準値に占める割合が表示できるような取組も必要である」といったようなことです。これまで第1回、第2回と「後ろに表示があるのに、なぜ前に持ってこなくてはいけないのか」という意見が度々あったかと思えます。割合を示すということであれば、数字がきちんと伝わりさえすれば FOPNL でなくてもよいわけですし、後ろ側に栄養成分表示があって、その横に任意で示す割合があれば、その栄養表示の裏面を見てそれで活用できることとなります。例えば、これは既にやられているもので、かつてはコーンフレークなどでよくやられていたことなのですが、コーンフレークの1サービングの表示があって、牛乳を加えたらこれだけで1日当たりのエネルギーはこれだけで、たんぱく質はこれだけ摂れますといったものが栄養表示にプラスアルファで右のラインに載るようなイメージです。そういった様式を使っているものが、実際に今、市販されている商品にもあるので、そういう取組を進めるように、例えば別記様式の中にもう一つ任意で栄養素等表示基準に占める割合をその1サービングの表示の横にくっつけるようなイメージのものを書き足すとか、それから事業者向けのガイドラインがあるので、その中に盛り込むことも一つのアイデアとしてはよいかと思えます。

今回、FOPNL でこの栄養素等表示基準に占める割合を前に持ってきて併記することなのですが、海外では既に栄養成分表示の歴史も長いですから、後ろの面にもそれがあって、それを前に持ってくるものがされている商品も多いわけです。しかし、日本はまだ現行では栄養成分表示の義務表示の中の任意にそのように書いているものもあまりない状況ですので、FOPNL だけでなく今の栄養成分表示でできること、その部分を情報として加えていただくための何らかの取組をこの中に入れていただきたいと思います。

(石見座長) ありがとうございます。森田委員の御意見は(4)にも言及されており、栄養成分表示にも栄養素等表示基準値に対する割合を示す方向で検討いただきたいということです。斎藤補佐からお願いいたします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 御提案ありがとうございます。別記様式2、3は、食品表示基準自体に定めるものですので、ここにいきなり%NRV(栄養素等表示基準値に占める

割合)を書いていくこと自体はなかなか理解が得られない部分があると思いますが、一方で御提案いただいたとおり、栄養成分表示のためのガイドラインや食品表示基準 Q&A などでは定めておりますので、その辺りで%NRV を書く取組について、例示していくことはできるかと思えます。そのため、(4)ではなく、(1)の中で、108 行辺りに御提案のような記述を追記したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(森田委員) そちらで結構です。「別記様式の」という文字が出てくるのは(4)なのですが、(4)ではないなと思っています。この(4)が記されているところは、できるだけ別記様式を用いるよう取組が必要であるということです。これに関しては、後でまた意見を申し上げようと思っていました。別記様式を用いること取組が必要なのかについては、議論があまりされていないところでもあります。

それから、先ほどの栄養士さんと上級食品表示診断士の方々に聞いたアンケートの中でも「枠を付ける」とあります。何もガチガチに別記様式にしなくても、例えばコンビニのおにぎりでも、ラベルプリンターの中で枠を付け、区切って見やすくしている工夫がされています。スペースのことを考えると、皆さんぎりぎりラベルを作っておられます。最初からプリントしてあるものなら別記様式は使えるが、世の中にはラベルプリンターのものがたくさんあるわけですから、別記様式を入れるとラベルが長くなります。別記様式にこだわるのではなく、枠を付ければよいのではないかと考えております。そこは後で申し上げようと思っていたのですが、枠を付けるなどして目立たせるようにすればよいと思っています。FOPNL もそうですが、目立たせることが大事であって、別記様式に私はあまりこだわっていないので、別記様式うんぬんよりも自主的に既にある表示を工夫し、%NRV が表示できるようなことを進めてほしいという意図ですので、やはり1番に持ってきていただきたいと思えます。ついでに言ってしまいましたが、「別記様式を用いるように」ということは、目立たせるようにとか、枠を付けるというところで、そこも修正をお願いしたいと思っています。

(石見座長) ありがとうございます。包装前面栄養表示のことと、それから栄養成分表示のことが混ざって書いてあるので非常に複雑なのですが、本検討会は包装前面栄養表示に関する検討であります。もちろん栄養成分表示あつての FOPNL なのですが、この1の包装前面栄養表示については、栄養素等表示基準値を併記することがまずいちばん大事で、それに付随して、栄養成分表示の方にもそういう併記が可能なようにすることで、そ

の順番は後にした方がよいかと考えますがいかがでしょうか。斎藤補佐、御意見がありましたらお願いいたします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 後段のところにも、栄養成分表示の話なのか、FOPNLの話なのか少し混ざっているところが実はあります。石見先生が御提案したとおり、まずこれはFOPNLの中間取りまとめとなりますので、なるべくFOPNLの話をした後で、その他見直せる事項については書く方がよいかと思えます。

(石見座長) 竹林委員は今の点についていかがでしょうか。

(竹林委員) それでよいと思えます。

(石見座長) ありがとうございます。

(2) 消費者が利活用しやすい食品単位で表示すること

(石見座長) それでは「(2) 消費者が利活用しやすい食品単位で表示すること」について、御意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(3) 食品関連事業者の実情を踏まえて自主的な取組を推進すること

(石見座長) 次は「(3) 食品関連事業者の実情を踏まえて自主的な取組を推進すること」です。渡邊委員お願いします。

(渡邊委員) 意見を述べるタイミングとしては先ほどのところなのですが、斎藤補佐も言われたように今回の検討はFOPNLなのですが、やはりこの報告書の書きぶりとして、せっかくこれがよいということがあるのなら、まずはやはり栄養成分表示の方に適用するものも併せて書いていった方が絶対よいと思えます。FOPNLについてはこうしようということがあるのですが、やはり先ほどの割合などについても栄養成分表示で書けるのであれば、まず栄養成分表示の中にも入れていく形でまとめた方が素直ではないかという気がしています。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。その書きぶりはなかなか難しいところですが、齟齬がないように委員の意見を入れながら書いていくことになると思います。斎藤補佐いかがですか。今の渡邊委員のお話に御意見があればお願いします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 確かに悩ましいところで、課題としては、栄養成分表示の課題が出てきて、FOPNLでどうしようかというところがあったので、検討の順番としては確かに渡邊委員がおっしゃるような順番ではあります。標題自体が「我が国における包装前面栄養表示の検討の方向性」になりますので、私どもとしては最初にFOPNLのお話

をした上で、後段で栄養成分表示も取り組めることについて記述していく方がよいのではないかと考えております。

(石見座長) ありがとうございます。

それでは次に進みたいと思います。それでは(3)、先ほど途中まで行きましたが、食品関連事業者の実情を踏まえて自主的な取組を推進することで、一定のルールを作り、今回、そのルールの方向性を検討しているところです。御意見よろしいでしょうか。斎藤補佐お願いします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) すみません。本日御欠席の戸部委員の御発言を皆さんに共有すべきところを1回スキップしてしまいました。(2)について、修正提案ではないのですが戸部委員の御意見として紹介させていただきます。

「現在、日本版 FOPNL においては、『食品単位を当該食品の1食分であることを原則とし』という書きぶりがあります。これについては食品の種類(例えば、弁当、総菜、ハムなどの単位で売られているもの)により販売、購入単位、使い方、食べ方が異なるので、場合によって1食分の表現は分かりづらいと思います。100g当たりの表記、あるいは製品の仕様の単位、1個、1枚などのグラムに換算するなどの工夫が必要ではないか」という御意見がございました。

(石見座長) ありがとうございます。

(4) 消費者が表示を見つけやすくすること

(石見座長) それでは「(4) 消費者が表示を見つけやすくすること」について、先ほど森田委員から「様式2・3にこだわることなく、目立たせるような書きぶりにしてほしい」という御意見がございました。その他、御意見がありましたらお願いいたします。

(森田委員) (3)のところでも意見がございませう。これは修正のお願いではないのですが、今後取組を推進するためには、これは任意表示ですので、二つ観点があると思ひます。

一つは、今までできなかったもの。例えば許容差の範囲の中に収まらなかったもので、栄養強調表示ができなかったものがあるかと思ひます。それはおそらく厚生労働省の「自然に健康になれる持続可能な食環境づくり」の中でも、例えばお弁当で食塩をすごく減らす取組をしても強調表示はできない。なぜなら、許容差の範囲内で収まらないので、どうしてもそこは強調表示ができなかった取組があったかと思ひます。この FOPNL の場合、許容差の範囲外のものでも、例えば1食のお弁当などはやはり FOPNL のニーズが高いもの

だと思しますので、できなかったものをできるように、できるだけ増やすやり方が検討できないかということが一つ。

もう一つ、今までやってきたものがあるかと思えます。今まで国内の取組でもいろいろなものやっけてこられていると思えますが、これらを一律に規制して「だめ」というのはどうかと思えます。中には誤認させるようなケースもありますが、強調表示によっては「これは減塩をやっている」という気付きになるものもあります。それから減塩に関しては、既にいろいろな減塩マークがあり、県のプロジェクトでマークを作っている県もあります。既に先行しているものを、今回 FOPNL ができるから一定のルールで「だめ」というのではなく、両方できるようなものにすると事業者の取組の推進ができるのではないかと思います。これは意見なのですが、できれば実態調査のようなことをしていただきたいと思っています。事業者がどういうことで取組がしやすくなるかという実態調査をしていただかなければ分からないわけです。3回しかない検討会の中で、やはりまだまだ検討し足りないところがたくさんあったと思っておりますので、この2点について御意見を申し上げた次第です。

(石見座長) 御意見をありがとうございました。今回はあくまでも方向性ということで、森田委員が今おっしゃったようなことは、これからさらに実現するのにどうしたらいいかという詳細なところにも入ってくるかと思っておりますので、また次の課題ということで御意見をいただきたいと思えます。斎藤補佐いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) ありがとうございます。まさにこの推定値をする場合の FOPNL を認めるかどうかといったところ、ただ個別具体の課題になってくるので、これは次年度以降に検討すべきではないかと思えますし、従前取り組んでいただいている事業者の取組に対して、どう取り扱っていくかといったところも併せて検討すべきこととなりますが、ここは大きな方向性ですので、ひとまず御意見としていただければと思います。

(石見座長) ありがとうございます。

それでは「(4) 消費者が表示を見つけやすくすること」については、いかがでしょうか。栄養成分表示のこともここで言及されています。竹林委員御意見はありますでしょうか。

(竹林委員) 報告書の書きぶりとして、分けるというところについてはそのとおりだと思います。先ほど渡邊委員から御発言がありましたように、「この FOPNL に限らず、

既存の栄養成分表示も分かりやすく、理解されやすく」ということも今回の検討に含めてよいかと考えております。

(石見座長) ありがとうございます。書きぶりとしてはどうでしょうか。栄養成分表示のことに書かれていて、最後に FOPNL は様式を統一することが望まれるということですが、この順番でよろしいでしょうか。

(竹林委員) 少し論点が入り混じっている感じがするので工夫していただければと思います。

(石見座長) それでは先ほどから、まずは FOPNL の記述を最初にして、そのあとで栄養成分表示ということなので、ここは少し逆転するような形になりますでしょうか。斎藤補佐、御意見がありましたらお願いします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 最初に頂いた論点かと思しますので、この部分については平仄が合わない部分は少し調整させていただきますが、基本的には栄養成分の話と FOPNL の話については分けて、かつ FOPNL が先に来るように記述したいと思います。

(石見座長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(5) 視覚的に目立たせた表示を整理すること

(石見座長) それでは「(5) 視覚的に目立たせた表示を整理すること」ですが、「FOPNL は栄養強調表示ではない」という記述がされています。

よろしいでしょうか。

3. 消費者への取組であることを優先しつつも、「健康的で持続可能な食環境づくり」の推進の観点から食品関連事業者の実行可能性が担保される方策（導入に向けて検討する際の主な検討課題）

(石見座長) 次に「3. 消費者への取組であることを優先しつつも、「健康的で持続可能な食環境づくり」の推進の観点から食品関連事業者の実行可能性が担保される方策（導入に向けて検討する際の主な検討課題）」です。斎藤補佐から御説明をお願いいたします。

(1) 対象外とすべき食品区分の検討

(消費者庁：斎藤課長補佐) WHO の FOPNL のガイドラインにおいては、「FOPNL のためには栄養成分表示の義務化が前提である」ことが規定されていることから、次年度以降、栄養成分表示の対象となる食品のうち、日本版 FOPNL の対象又は対象外とすべき食

品区分の範囲を検討する必要があるところは、前回渡邊委員から御提案いただいた部分も書き下してみました。

なお、栄養素等表示基準値は、日本人の食事摂取基準の 18 歳以上の成人の推奨量等の性・年齢別の値を人口の加重平均に基づいて出した値であることを踏まえると、病者用食品や乳児用調整乳などの特別用途食品については、日本版 FOPNL の対象としては馴染まないのではないかと考えられます。

(2) 摂取時の量との乖離が生じる塩蔵品や茶葉などの取扱い

栄養成分表示については、販売される状態における可食部分の栄養成分等の量を表示するものとしています。その一方で、例えば塩抜きをする塩蔵品や、そのまま食さない茶葉、コーヒー豆など、販売時と摂取時の栄養成分の量に乖離が生じる食品も存在しています。そのため、日本版 FOPNL については、例えば栄養成分表示には販売時の状態も表示した上で標準的な調理方法を併記し、合理的な根拠に基づいたその表示値の根拠となる資料を保管することで摂取時の状態の表示を許容することについて検討できるのではないかと考えております。

(3) 日本版 FOPNL 導入の前提として、栄養成分表示の理解促進

コーデックス委員会の FOPNL ガイドラインにおいては、「FOPNL は政府の方針に沿って消費者の FOPNL の理解・利用を促進するために、消費者教育・情報プログラムを伴うべきである」と既に規定されています。また「消費者の適正体重の維持や食塩摂取量の減少等の取組を促すためには、消費者庁は関係省庁、地方公共団体や関係団体と協力し、消費者と食品関連事業者の双方に対して、日本版 FOPNL だけでなく現行の栄養成分表示についても、より一層普及啓発を行うことが求められる」と書かせていただきました。

(4) 日本版 FOPNL 導入による健康・栄養政策上の効果等の評価項目

コーデックス委員会の FOPNL ガイドラインにおいては、「FOPNL は、監視及び評価して有効性及び影響を判断すべきである」と規定しています。例えば、消費者庁が毎年実施する「消費者意向調査」でのフォローアップなど、日本版 FOPNL の評価をするための仕組みや目標設定についても、適宜検討することが求められると考えております。

(5) 栄養成分表示等の表示義務が科されていない生鮮食品や Electronic Commerce (以下「EC」という。) サイトへの展開、デジタル技術の活用の可能性

コーデックス委員会の FOPNL ガイドラインにおいては、「簡略化された栄養情報が食品の近くに表示される場合 (例えば、棚札やフードサービス)、包装されていない食品、又

はオンラインで販売される食品などのガイドとしても使用できる」旨が規定されています。日本版 FOPNL についても、生鮮食品や棚札、EC サイトへの展開、さらにはデジタル技術における活用の可能性も視野に入れつつ、検討することが望まれると書かせていただきました。

○討 議：「3. 消費者への取組であることを優先しつつも、「健康的で持続可能な食環境づくり」の推進の観点から食品関連事業者の実行可能性が担保される方策（導入に向けて検討する際の主な検討課題）」について

（1）対象外とすべき食品区分の検討

（石見座長） 御説明ありがとうございました。それでは一つ一つ御意見をいただきたいと思います。

まず「（1）対象外とすべき食品区分の検討」について、御意見がある委員の先生がいらっしゃいましたらお願いします。坂口委員どうぞ。

（坂口委員） 対象外とすべき食品区分の例として、今回特別用途食品が挙げられていますが、加えてアルコールの取扱いについても検討が必要と考えます。これは「追記してください」という意味ではなく、コメントとして受け止めていただきたいと思います。つまり、健康・栄養政策との関連という意味では、「健康日本 21（第三次）」において、生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている人の割合を減少させることが目標として設定されています。しかし、そのアルコールに関しては、今回の方向性からは少し外れるような気がしますので、今後検討が必要ではないかと考えます。以上です。

（石見座長） ありがとうございました。アルコールについては、WHO の栄養前面表示のガイドラインにも「幼児用の食品とアルコールは除く」とはっきり書かれていますので、ここは「アルコール」と入れた方がよいと私も思います。ありがとうございました。

中村委員どうぞ。

（中村委員） これまでの1、2については、私も賛同するところです。食品関連事業者の実行可能性が担保される方策というところで、課題認識として共有させていただければと考えております。

その一つが、販売形式による商品です。これまで議論の途中で、現場の小売店やスーパーマーケットに従事する皆さんやメーカー（計量ラベルのメーカー等）の皆さんと意見交換をしてきました。販売形式で、やはりトレー商品（お弁当やお惣菜）のお話が先ほども

出てきていました。できるだけ前向きに掲載していくことは必要であろうとは思いますが、実態としてやはり既に価格とともに前面に表示されている中で、商品が隠れるぐらいのもう限界に近いような商品が結構多いと言えます。消費者庁の方にはもうお渡ししていますが、この辺りの表示のサンプルについては、研究の課題かと思っています。やはり惣菜のような商品については、商品を実際に見てもらって初めて価値が伝わるものですので、前面に表示することで商品そのものが見えなくなるのであれば、そもそも商品として販売しづらくなる面も出てきます。

パッケージ裏面に栄養成分を含めて表示できるのであれば、価格以外の部分をそちらに持ってくる取組もしていますが、そもそも裏面に書いてあることで、消費者が商品をひっくり返して見た時、商品が崩れてしまい、見栄えが悪いか、液だれを起こしてしまうといった側面もあります。したがって、任意であっても、その辺りで問題が出てきます。販売形式により、前面に表示しづらい商品群（特に惣菜等のトレー商品のように既に前面に栄養成分表示がある商品）をどうしていくかについては、今後の一つの課題であるという声が大きくなっています。むしろ、そういうトレー商品は除外していただくことも踏まえ、検討いただけないかという声があることをまずお伝えしたいと思います。以上です。

（石見座長） 御意見ありがとうございました。基本的には、一般用加工食品、一般用の添加物については食品表示基準が定められていますので、トレー商品は今までの議論にはなかったところではありますが、斎藤補佐、御意見がありましたらお願いします。

（消費者庁：斎藤課長補佐） 現状、任意表示として取組を進めていくところですので、明示的にこのトレー商品の取扱いを除外していくことを積極的に出していくのは少し難しいのではないかと考えております。

（石見座長） 中村委員いかがでしょうか。

（中村委員） 先ほど特別用途食品とか、アルコールのお話がありましたが、「今すぐ除外」というよりも、そういう食品群があることの課題の御提示として、受け止めていただければと思います。

（石見座長） ありがとうございました。今後、詳細について検討していくことになると思いますので、その際に検討することとし、貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、対象外とすべき食品群はよろしいでしょうか。

（２）摂取時の量との乖離が生じる塩蔵品や茶葉などの取扱い

(石見座長) それでは「(2) 摂取時の量との乖離が生じる塩蔵品や茶葉などの取扱い」について、よろしいでしょうか。なるべく摂取時の状態で表示を許容することについて検討することで、根拠となる調理法などについては資料を保管すると書かれております。よろしいでしょうか。

(3) 日本版 FOPNL 導入の前提として、栄養成分表示の理解促進

(石見座長) 「(3) 日本版 FOPNL 導入の前提として、栄養成分表示の理解促進」では、消費者そして食品関連事業者への普及啓発について書かれています。御意見がある委員の方、お願いいたします。坂口委員どうぞ。

(坂口委員) 直接ここでよいかどうか迷ったのですが、先ほど【資料1】の専門職へのインタビュー結果のところで御報告いただいたように、「この表示はよくないと思うことがある」というカテゴリの中に「完全栄養食という表現は消費者に誤解を与える」という発言が出ていたかと思います。その関連で、ちょっとコメントさせていただきたいと思います。

今後、この包装前面栄養表示において様式が統一されたとしても、例えば「そこに表示される栄養素が全てバランス良く摂れます」といったことを強調するような商品の開発や販売が促進されてしまわないかと少し懸念しております。日本の栄養政策においては、主食・主菜・副菜といった料理レベルを組み合わせた食事を従来から推進してきていますので、その点との乖離がないよう、提供する販売者側への理解の促進と同時に、消費者教育がさらに必要になるという視点もどこかで盛り込む必要があるのではないかと感じました。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。今の御意見についていかがでしょうか。栄養成分表示に加えて、この包装前面栄養表示については、WHO のガイドライン、それからアメリカの医学研究所においても「健康によいという成分を記載して、消費者の皆さんに過剰に期待させるようなものであってはならない」と書いてありますので、そこも注視しながら、今後検討するのはどうかと考えております。斎藤補佐から何かありましたら、お願いいたします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 坂口委員、貴重な御意見をありがとうございます。論点は二つあります。一つはインタビュー調査で出てきた「完全栄養食という表現は誤解を与えている部分があるので、対応できないか」というところについては持ち帰って、庁内で検討させていただければと思います。

併せて、「さらに FOPNL の対象となるものが、変に誤解を与えないように」というところも論点かと思いますので、そこについても引き続き検討しながら、今後実際の運用の中で適正な対象食品、何ができるのか、できないのかといったところを整理できればと思います。

(石見座長) ありがとうございます。その他いかがでしょうか。普及啓発ということで、この書きぶりはよろしいでしょうか。それでは、御意見がないようですので次に行きます。

(4) 日本版 FOPNL 導入による健康・栄養政策上の効果等の評価項目

(石見座長) 次に、「(4) 日本版 FOPNL 導入による健康・栄養政策上の効果等の評価項目」です。どうぞ。

(消費者庁：斎藤課長補佐) ここについても戸部委員からコメントをいただいております。

「例えば消費者庁が毎年実施する『消費者意向調査』でフォローアップなど、日本版 FOPNL を評価するための仕組みや目標設定についても適宜検討すると書いていただいています。これについても今後当該制度の有効性を得るとか、具体的な表記対象や食品表示単位、さらには普及啓発等の検討のためには、検討の前提として目標設定を前面に進めていくことがよいのではないかと考えていますということで、例えば日本版 FOPNL を評価するために目標や指標を設定することが求められるなどの表現に変更してはどうか」というコメントをいただいておりますので、紹介させていただきました。

(石見座長) ありがとうございます。もう少し評価することを具体的に書くということでしょうか。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 私から補足させていただきますと、戸部委員のおっしゃりたいところはまさにそこで、「検討する」というスタンスだけではなく、「実際に評価していくところが見えるようにしたらどうか」という御提案だったと承知しております。私の方で修正案を考えてきてしまったのですが、例えば「適宜検討」という部分を「検討した上で、評価していくことが求められる」等、評価していく形を記述してはどうかと思いたすがいかがでしょうか。

(石見座長) ありがとうございます。今の御意見に対し、御発言がある委員の方はいらっしゃいますか。竹林委員どうぞ。

(竹林委員) 今、議論しているのは、食品関連事業者の実行可能性が担保される方策であって、この(4)はちょっと私の認識と違っていています。実際 FOPNL を社会実装する前に、これをやると本当に国民が健康になるといったところをちゃんとエビデンスを示した上で実装する。それだと食品関連事業者も「みんなのためになるのだったら、やろうか」という気になるといった文脈で捉えていたのですが、今はもう実際 FOPNL が制度として走った後に、この消費者意識調査で認識が上がった、下がったということをやろうとしているように受け止めたのですが、いかがでしょうか。

(石見座長) おそらく、今竹林委員がおっしゃったように、最初の「評価した上で、効果があるので FOPNL を実施しよう」というのが筋だと思いますが、日本の場合は諸外国より少し遅れています。諸外国では、例えばチリの場合、義務表示になっており、「それをしたら健康増進につながった」というデータが既にあるので、それを参考にすることが一つなのですが、日本の場合はこれからですので、その制度を実施した後で評価することが必要だと思います。したがって、ここは「評価する」項目を入れたということではないかと思いますが、斎藤補佐、補足がありましたらお願いいたします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 私も座長のおっしゃる状況だとは思いますが、最初に御提案させていただいた「適宜検討」のところを、評価していくスタンスを書く意味で、「検討した上で、評価していくこと」に修正させていただければと思っております。

(石見座長) 多分食事ガイドラインの時も、ガイドラインを作り、その後検討した結果、総死亡率とか、いろいろな生活習慣病への罹患率がガイドラインを守っている人の方が低いというデータも出ております。そこは最初に全部データがあればよいのですが、制度が先か、評価が先かというところもなかなか難しいかと考えております。その他御意見はよろしいでしょうか。それでは、このところは終わりとします。

(5) 栄養成分表示等の表示義務が課されていない生鮮食品や Electronic Commerce (以下「EC」という。) サイトへの展開、デジタル技術の活用の可能性

(石見座長) 「(5) 栄養成分表示等の表示義務が課されていない生鮮食品や EC サイトへの展開、デジタル技術の活用の可能性」について、御意見がありましたらお願いいたします。

デジタル技術については、食品表示の懇談会の方でも議論されたところだと思いますが、森田委員、懇談会での議論についてお願いいたします。

(森田委員) 懇談会の中で、デジタルを使った表記の方法については、今後進めていくことで、来年度以降、分科会が開催されると思っています。この FOPNL もそうなのですが、こうした割合表示は既にデジタルの実証試験の中でも行われており、そうした実績もあります。それも踏まえ、今までの実証試験で栄養成分の割合表示をどうやったら活用できるかも含め、既にデータがあると思いますので、来年度以降、そちらも含めて検討していただければと思います。

(石見座長) ありがとうございます。デジタル表示についていかがでしょうか。中村委員をお願いします。

(中村委員) デジタル表示については賛同いたします。それ以外で、ここは表示義務が課せられていない商品群という位置付けのお話の部分であろうかと思えます。冒頭にありましたインタビューの中にも、「給食のメニューにも」という管理栄養士さんからの御意見もありましたが、店内給食を前提とする外食のようなところでも、小規模のところは無理かもしれないですが、大規模な、ある一定の資本力のある企業では、メニューも標準化され、調理法も固定化されていると思いますので、一定の対応はできるのではないかと考えております。したがって、FOPNL のガイドラインの中で、前向きに外食というところも取り組んでいただけるような働きかけが必要ではないかと考えております。以上です。

(石見座長) ありがとうございます。今後のデジタル表示について、詳細は次期の検討会で検討することになるかと思えます。貴重な御意見をありがとうございました。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは【資料2】に関する議論は終了したいと思います。

本日、御議論いただきました内容を踏まえ、消費者庁と相談しながら、「取りまとめ(案)」の修正を行いたいと思います。貴重な御意見をありがとうございました。修正内容につきましては座長に一任していただくことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは消費者庁と修正案を作成し、委員の皆様にはまた修正案をメールで御確認いただくことにしたいと思います。ありがとうございました。

(3) 「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」報告書(案)について

(石見座長) 次に、議事の「(3) 「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」報告書(案)について」です。

消費者庁より【資料3】について御説明いただければと思います。斎藤課長補佐よろしくお願いたします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) それでは【資料3】の御説明をさせていただきます。資料につきましては、「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」報告書骨子(案)としてお示ししております。

第1章から第5章までの章立てとなっております。「はじめに」から始まり、第2章では「栄養成分表示制度をめぐる事情について」として、1. では「我が国の健康・栄養政策の動向について」ということで、第1回検討会で、塩澤補佐から御説明いただいた部分について記述するとともに「2. 我が国における栄養成分表示」では、当該表示の制度について等、「消費者意向調査」の結果などを(1)・(2)でそれぞれ記載させていただきたいと思います。その上で「3. 国際機関における包装前面栄養表示ガイドラインの公表」として、国際動向についても記述させていただきます。

第3章に移り、「一般消費者、管理栄養士、食品関連事業者へのインタビュー調査」ということで、第2回、第3回のそれぞれで御紹介した「インタビュー調査」の結果の内容をそれぞれ1・2・3という形で記述させていただきます。その上で、前段に御審議いただいた中間取りまとめ「我が国における包装前面栄養表示の検討の方向性」についてを第4章の中でそのまま記述させていただきます。

最後、「おわりに」という形で締めさせていただきます、委員の名簿、開催経緯、それから【参考資料】として、コーデックス委員会における包装前面栄養表示のガイドライン、各国政府の取組、国内における自主的な取組、「インタビュー調査」の詳細につきまして、【参考資料】と位置付けた上で、まとめて報告書とさせていただきます。

(石見座長) 御説明ありがとうございました。いかがでしょうか。【資料3】につきまして、御意見がありましたらお願いたします。

(森田委員) 少し位置付けが分からないのですが、中間取りまとめとは第4章のことをおっしゃっているのですか。

(石見座長) 斎藤補佐どうぞ。

(消費者庁：斎藤課長補佐) 中間取りまとめ自体も表に出して見えるようにはするのですが、本日御議論いただいたそのものの中間取りまとめも、そのまま第4章に同じものを記述してはどうかと考えております。

(森田委員) 通常はこういう中間取りまとめの場合、今後のスケジュールが出てくるかと思えます。先ほど石見座長から「来年度以降の検討」というお話がありましたが、今の中間取りまとめの中で「次年度以降」という言葉が出てくるのは、【資料2】7ページの「対象区分を検討する必要がある」というところだけで他のところには出てきません。他のところも結構大事なところかと思えます。【資料2】5ページ(3)の「日本版のFOPNLについては、任意表示の取組と位置付けた上で、一定のルールが必要である」というところも、やはり次年度以降検討していただきたいところですし、実態調査なども必要となってくると思えますし、見つけやすいデザインもそうです。次年度以降の宿題がたくさんあるかと思えますが、これをどこにどう書き込んで、どのようにされるのでしょうか。

(石見座長) ありがとうございます。消費者庁から御意見をお願いいたします。

(消費者庁：斎藤課長補佐) ありがとうございます。通常を取りまとめであれば、ここで来年度以降のロードマップもお示しして、御審議いただくのがベストではありますが、中間取りまとめの内容によって、来年度検討すべき事項の項目や優先順位が変わってくるため、現時点ではお示しできなかったという事情がございます。ただし、この議論の中でも課題がさまざま出てまいりましたので、来年度以降もこの検討会については、引き続きその辺りを整理しながら、検討会自体を続けていければと考えております。

一方で、どういう順番で組み立てていくかについては、事務局の方で少し整理したいと思っております。

(森田委員) 【資料2】7ページにのみ「次年度以降」が出てきますが、ここだけ出てくると、ここだけが次年度以降検討するものであって、他のものは検討する必要がないように見えてしまいます。

(消費者庁：斎藤課長補佐) おっしゃるとおりなので、ここについては落としたいと思います。

(石見座長) ありがとうございます。【資料3】について、よろしいでしょうか。それではありがとうございました。

本日の議題は以上でございます。

本日は、本事業の最終委員会として、消費者等を対象とするインタビュー調査結果を踏まえ、我が国における包装前面栄養表示の検討の方向性について御議論いただきました。

この内容を踏まえ、事務局において検討会の報告書としてまとめていただければと考えております。

それでは、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(4) その他

・事務連絡

(事務局) 皆様、本日はどうもありがとうございました。本日の議事録は、後日メールで確認をお願いさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

また、今回の議事録については、後日、消費者庁 web ページに掲載されます。

なお、報告書につきましては、事務局にて書き上げ、委員に展開させていただき、最終的には石見座長預かりで確定させていただきたいと思っております。以上でございます。

石見先生、お戻しいたします。

3. 閉 会

(石見座長) それでは以上をもちまして、今年度の検討会を閉会させていただきます。

委員の皆様、関係者の皆様、どうもありがとうございました。

[了]